

神山町子どもの読書活動推進計画 (第三次推進計画)

令和8年3月

神山町教育委員会

はじめに

本は多くのものを私たちに与えてくれます。内容から得ることのできる情報はもちろんですが、絵や写真をみることで目から、誰かに読んでもらうことで耳から、選んだ本を手にとってページをめくる感覚など、様々な角度から私たちに刺激し、成長させてくれます。子どもたちにとって、読書活動はそのような体験ができる貴重な機会となります。本は子どもに時には驚きや喜びを、時には現実と直面させ問題提起を生むでしょう。豊かな経験の機会と健やかな成長を進めていくためには、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境を整備していかなくてはなりません。

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を策定しました。その中で、基本理念とともに国や地方公共団体の責務を示し、地方公共団体においては「その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第四条より抜粋)」としました。徳島県では、平成29年4月に「徳島県読書活動の推進に関する条例」を策定し、子どもから大人まで、全ての県民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進しています。

本町では、平成28年3月に「神山町子どもの読書活動推進計画」の第一次推進計画を、令和3年3月には第二次推進計画を策定し、各教育機関等において子ども達が読書活動を行うことができる環境づくりに取り組んできました。そして、このたび第二次推進計画の計画期間の終了に伴い、「神山町子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」を策定しました。本計画は、令和8年度から5年間、保育所・学校・公民館等が取り組みを進めるための方針を示しています。この計画に沿って、今後魅力ある読書活動の推進に取り組んでまいります。

そうした中で、町では令和2年11月に鮎喰川コモンを開設しました。この施設は、子育て支援、放課後・休日の居場所づくりや読書環境づくりを軸に、まちの人々の活動を支え、併走していく施設として、小学生を中心として多くの町民が活用しています。

令和8年3月

神山町教育委員会

教育長 高橋 博義

目 次

第1章 国及び徳島県の動向と指針	1
第2章 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方	
1 神山町子どもの読書活動推進計画策定の趣旨	3
2 神山町の子どもの読書活動の現状	3
3 第三次推進計画の基本方針	3
4 推進計画の体系	4
5 推進計画の期間	4
第3章 子どもの読書活動推進のための取組	
1 家庭における子どもの読書活動の推進	5
2 地域における子どもの読書活動推進	6
（1）公民館及び農村環境改善センターにおける推進	6
（2）放課後児童クラブにおける推進	6
（3）民間団体における推進	7
（4）鮎喰川コモンにおける推進	8
3 学校等における子どもの読書活動の推進	8
（1）保育所における推進	8
（2）小学校・中学校における推進	9
第4章 子どもの自主的な読書活動を推進するための社会的気運の醸成	10
【資料】子どもの読書活動の推進に関する法律	11

第1章 国及び徳島県の動向と指針

読書活動をめぐる国・県の主な動向は次のとおりです。

【国】

(1) 「図書館ガイドライン」「学校司書モデルカリキュラム」作成

平成28年10月これからの学校図書館の整備の充実について（報告）が取りまとめられ、これを受け「学校図書館のガイドライン」、「学校司書モデルカリキュラム」が作成されました。

(2) 「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

令和4年度からの第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」においては、公立小中学校等の学校図書館における、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的としており、本計画に基づいた地方財政措置が講じられています。

(3) 「新学習指導要領」の改訂・施行（小中高）

小学校は令和2年度から全面実施され、中学校においては令和3年度から全面実施されています。新学習指導要領では、言語能力を向上させる活動の一つとして読書活動の充実が規定されています。学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の自主的な学習活動や読書活動を充実することが求められています。

【県】

(1) 「徳島県読書活動の推進に関する条例」の策定

平成29年4月に子供から大人まで、全ての県民が読書活動に取り組む環境づくりを積極的に推進し、文化的で豊かな県民生活の実現を目指して策定されました。

(2) 読書生活プログラムⅣ・Ⅴ・Ⅵ

Ⅳ 平成27～平成29年度：「友人や家族に『おすすめ本』を紹介しよう！」

Ⅴ 平成30～令和2年度：「本や新聞記事について友達や家族と語り合おう！」

Ⅵ 令和3～令和5年度：「本や新聞記事を活用して、調べよう、考えよう、伝えよう！」

(3) 「とくしま子どもの読書推進プログラム」「つながる読書推進事業」

・平成24年～平成28年度：「とくしま子どもの読書推進事業」

・平成29年度～：「つながる読書推進事業」「とくしま子どものためのブックリスト100！」改訂版、「とくしま赤ちゃんのためのブックリスト100！」新装

版を発行しました。

(4) 徳島県教育振興計画

令和5年度からの第4期振興計画において、子どもの発達段階に応じた読書習慣の形成や、読書活動の充実を図るための人材育成及び活用等、子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境づくりを支援します。

第2章 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

1 神山町子どもの読書活動推進計画の趣旨

読書活動は子どもが言葉を学び感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

国は子どもの読書活動推進のための取組を進めるために、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、この法律に基づき平成14年以降概ね5年をめぐり、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「計画」という。）を定めています。令和5年4月には第四次計画の成果と課題を踏まえ第五次計画が策定されました。

徳島県においては、国の基本計画に基づいて、平成15年11月に「徳島県子どもの読書活動推進計画（第一次）」が策定され、令和6年10月には「徳島県子どもの読書活動推進計画（第五次）」が策定されています。

そこで、本町においても、国・県の計画の趣旨を踏まえ「神山町子どもの読書活動推進計画」（第三次推進計画）を策定し、今後の施策の方向性と具体的な取り組みを示し、子どもを取り巻く読書環境の整備・充実を進めていきます。

2 神山町の子どもの読書活動の現状

神山町においては、保育所・小中学校における読み聞かせ活動や一斉読書の実施など、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

しかし、本町には図書館が設置されておらず、公民館や農村環境改善センター、鮎喰川コモン等を地域の読書の場として活用しているものの、全ての子どもにとって十分な読書環境が整備されているわけではありません。本町の子どもの読書活動を一層推進するために、家庭・地域・学校の連携及び協力による社会全体としての取組と、そのための環境整備が求められます。

3 第三次推進計画の基本方針

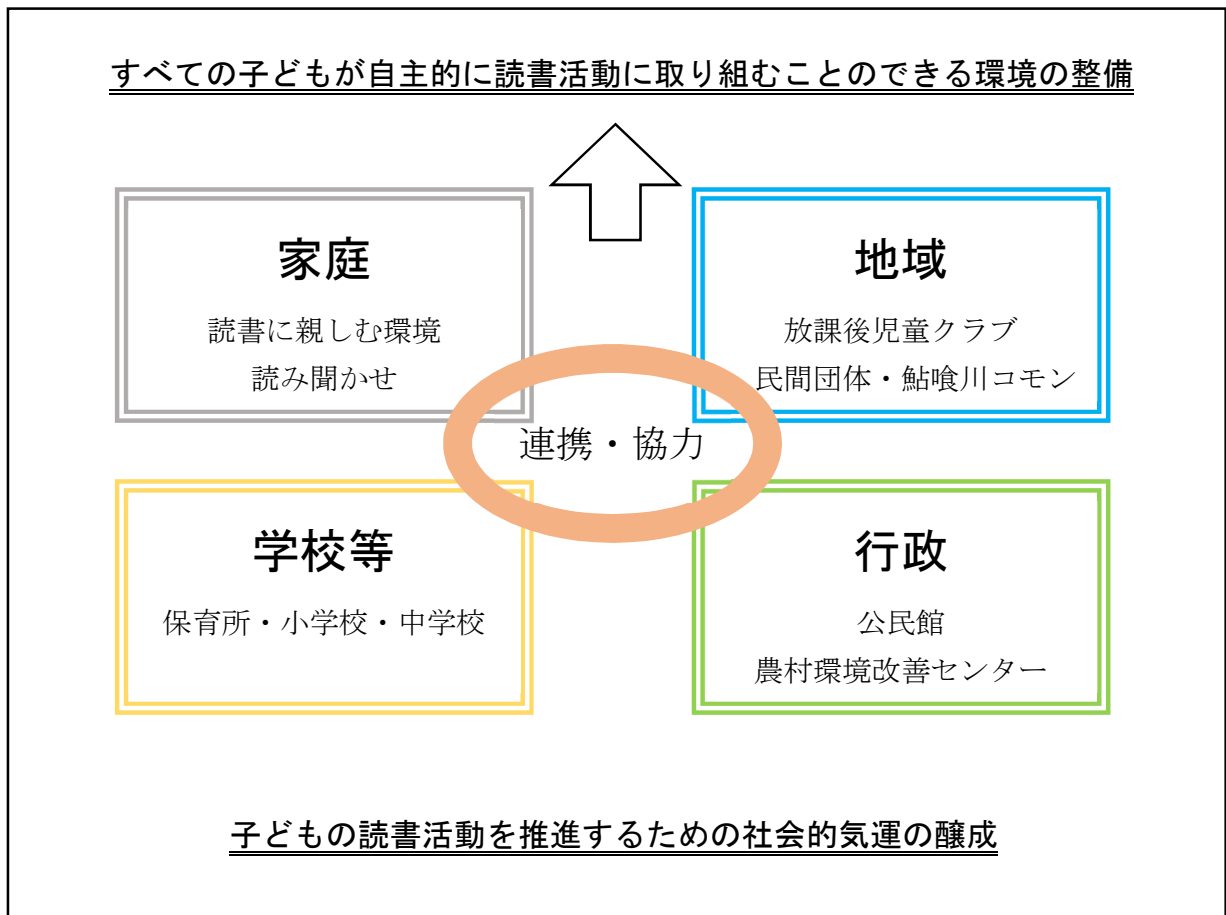
読書活動は、『子どもの読書活動の推進に関する法律』第二条及び『文字・活字文化振興法』第一条「文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積した知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものである」とされ、読書は欠くことのできないものとされています。

今日、子どもたちを取り巻く環境が急激に変化し、複雑で予測が困難な時代になっています。次世代を担う子どもたちが読書活動に取り組むことで、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会に参画していくための知識や教養を身に付けるとともに、生涯にわたって自主的に学ぼうとする習慣を身に付け、その

豊かな心や創造性を育むことはとても重要です。

このような観点から、子どもの読書活動を推進するための社会的気運を醸成し、全ての子どもが自主的に読書活動に取り組むことのできる環境の整備を進めるために、家庭・地域・学校・行政が連携・協力し地域社会全体でその目標達成を図ります。

4 推進計画の体系



5 推進計画の期間

計画の期間は令和8年度から5年間とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための取組

1 家庭における子どもの読書活動の推進

【現状と課題】

家庭は、子どもが本に親しむ環境づくりの基礎的役割を担います。子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、子どもにとっての最も身近な存在である保護者が配慮・率先して子どもの読書活動の機会と充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割が求められます。

しかしながら、近年情報メディアの急速な普及により、本に接する機会が減ってきています。

本町では、出生届提出時保護者に絵本などをプレゼントする「すだちっこ祝い」、また民生委員による新生児のいる家庭への訪問時に絵本をプレゼントする活動も行っています。

家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆を深める手段として重要です。このため読書が子どもの成長にとってどんな意義があるのかどんな重要性があるのか、保護者自身が深く理解し、家庭において保護者と子どもがともに読書を楽しむ環境づくりが重要です。

【具体的な取組】

- 学校・保育所等から家庭で読書を行うように呼びかけを引き続き行っていきます。
- 家族ぐるみでの公民館及び農村環境改善センターの図書室の利用や読書活動に関する講演会・研修会への参加を促します。
- 「とくしまネットワーク図書館システム」※を普及させ、利用を働きかけます。

※「とくしまネットワーク図書館システム」

県立図書館所蔵の資料の取り寄せ依頼をインターネットで申し込むことができるサービス。取り寄せた資料は県立図書館から各市町村の指定施設（神山町の場合は教育委員会）に届けられ、利用者への受渡しを行います。県立図書館に足を運ばずとも同館所蔵の資料を借りることができる便利なサービスです。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 公民館及び農村環境改善センターにおける推進

【現状と課題】

本町には公民館が6館あり、うち5館が有人、1館が無人で運営されています。職員が常駐している5館及び農村環境改善センターには図書室が設置されており、住民が自由に利用できる環境にあります。

公民館図書室では、地域ごとに読書活動の推進に取り組んでおり、広報を通じた周知に加え、児童書や絵本など、子どもが手に取りやすい資料の選書・配架に努めています。一方で、蔵書の老朽化が進行しているため、今後は計画的に蔵書の更新を行い、より充実した読書環境の整備を進めていく必要があります。

農村環境改善センターでは、民間団体と連携し、蔵書の貸出・返却業務などを行っています。しかし、蔵書数に課題があり、今後は、民間団体や関係機関との連携をさらに強化し、蔵書の充実を図ることが求められています。

子どもの読書活動推進のためには、公民館及び農村環境改善センターが図書館と同等の役割が期待されるため、スペースの活用や様々なジャンルの本を置くなど、今後の環境づくりが重要です。

【具体的な取組】

- 本の定期的な入れ替えや配置の工夫など、子どもが本に親しみ、利用しやすい図書室の環境づくりに努めます。
- 公民館及び農村環境改善センターが連携・協力し資料の充実に努めます。



阿川公民館 図書室

(2) 放課後児童クラブにおける推進

【現状と課題】

本町では2つの放課後児童クラブ※（学童保育）が実施されています。神領小学校の児童が通う「すだちっこクラブ」が旧神領幼稚園で活動し、広野小学校の児童が通う「広野児童クラブ」が広野校舎内の専用施設で活動しています。

読書活動の取組として、宿題後や昼食後の読書時間や、高学年児童から低学年児童への読み聞かせなどが行われており、子どもが本に親しむ機会が確保されています。

【具体的な取組】

- 子どもが本に親しむため、図書コーナーの充実に努めます。
- 保護者に子どもの読書活動の意義や重要性について理解の推進に努めます。
- 引き続き、読書時間の確保に努めます。

※放課後児童クラブ

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

(3) 民間団体等における推進

【現状と課題】

本町の読書団体・読書ボランティアの活動は、独自の特色ある活動を展開しており、地域に根ざした取組が行われております。

現在活動している「ほんのひろば」は、「神山町内における人々の読書環境の向上」を目標とし、誰もが無償で利用することのできる図書室の運営等を行っています。しかし人員の確保が課題となっており、広野校舎で開室している図書室では、人員不足により開室時間の拡充が難しく、町民の来室および利用に制限が生じている状態です。

【具体的な取組】

- 地域の関係施設・団体・個人と連携し、読書活動の推進に努めます。
- 図書室の開室回数を増やし、読書環境の向上を目指します。



ほんのひろば 広野校舎図書室

(4) 鮎喰川コモンにおける推進

【現状と課題】

鮎喰川コモンにあるコモンハウスには、「本の廊下」と呼んでいる書架スペースがあり、来館者は自由に本を手に取り、読書を楽しむことができます。

また、町内の方を対象に、蔵書の貸出を行っており、貸出履歴や来館者からのリクエストをもとに選書を行っています。

本棚およびバックヤードのスペースの関係で、現在は絵本や児童書を中心に配架しています。日常的に利用する方にとって、より魅力的な読書環境となるよう、蔵書の充実を進めていきたいと考えています。

【具体的な取組】

- 「よむみるはなす in コモン」を継続し、スタッフによる大型絵本の読み聞かせや、参加者同士で感想を共有するなど、自由に本を楽しめる時間を提供します。
- WEBサイトやSNSを活用した蔵書紹介を継続します。
- 本に関するイベントを、他分野の取り組みと組み合わせて実施することで、本を手にするきっかけをつくり、読書への関心を広げて行きます。



鮎喰川コモン 本の廊下

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 保育所における推進

【現状と課題】

乳幼児期に絵本や物語に親しむ機会をつくることにより、語彙の発達を促すとともに、豊かな感性を育み将来の読書活動の基礎となります。

保育所では、絵本コーナーを設けるなど、読書環境の整備に取り組むとともに、家庭での読書活動を支援するため、絵本の貸出を積極的に行っています。しかしながら、絵本の貸出状況には家庭ごとに偏りが見られ、家庭における読み聞かせの機会が十分に確保されていない状況です。家庭での絵本の読み聞かせは、親子

が触れ合う大切な機会となり、親子のつながりをより深めることにつながります。

今後は、保護者やボランティア団体・地域住民等との連携を図りながら、発達段階に応じた読書活動への理解を深め、保育所及び家庭における読書活動についても支援していくことが重要です。

【具体的な取組】

- 職員研修を通し、読み聞かせに関する技術の向上を図ります。
- 参観日や保育所だよりを活用し、保護者に対し読書活動の啓発を行います。
- ボランティア団体等と連携し、絵本の読み聞かせを行うなど、読書活動の充実に努めます。

(2) 小学校・中学校における推進

【現状と課題】

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で学校はかけがえのない大きな役割を担っています。学校教育法においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と規定され、学習指導要領においても、言語能力を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することとされています。

神山町の小・中学校では、全校で「朝の読書」等の読書時間を設けており、児童生徒の読書習慣の定着を推進しています。また、児童生徒に対して長期休暇前などに本を持ち帰り読書をするように呼びかけなどを行っています。小学校では、図書委員が主となり行う読書集会や、決められた冊数の本を読んだ児童が参加できるイベントを開催するなど、読書活動の推進に努めています。中学校では、ビブリオバトルの実施や、図書委員による図書室利用の呼びかけなど、生徒の読書意欲を高めるため、様々な取組が行われています。

しかしながら読書への興味関心は個人差が大きく、学年によっても大きく異なります。学習、部活動、習い事等と忙しくなり、本に触れる機会が少ない児童生徒を読書に引きつけていくためには、今後魅力ある読書活動を行う必要があります。

【具体的な取組】

- 「朝の読書」をはじめとする全校一斉読書や「絵本の読み聞かせ」活動を引き続き実施し、児童生徒の読書活動を推進します。
- 図書委員や先生のおすすめ本の紹介などを通じて、児童生徒がよりさまざまな本に触れることができる環境づくりに取り組みます。
- 子どもの思考力・判断力・表現力の向上につながる学校全体での読書活動計画や年間計画の確立を目指します。

第4章 子どもの自主的な読書活動を推進するための社会的気運の醸成

【現状と課題】

子どもの読書活動を推進するためには、読書活動に関する情報を、いつでも、どこでも利用できる環境を整えることが重要です。そのためには、子どもを取り巻く社会全体の読書活動への理解と協力が必要です。

今後は子どもが読みたい本やおすすめ本に関する情報に加え、学校・公民館及び農村環境改善センター・関係機関において実施される、地域に根ざした様々な読書活動イベント等の情報を収集し、町のホームページなどを通じて積極的に提供するとともに読書活動の意義や重要性について啓発を図ることが重要です。

また、「子どもの読書の日」（4月23日）は、国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられています。本町においても、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい行事を実施するとともに、「子ども読書週間」（4月23日～5月12日）において、関係機関と連携しながら、より具体的で効果的な取組を進めていきます。

【具体的な取組】

- 保育所・学校・関係機関が連携し、子どもの読書活動への環境整備に努めます。
- 子どもの読書活動への興味や関心を深める取組を進めていきます。

【資料】 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日公布施行)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業所の努力)

第五条 事業者は、その事業推進を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係下位機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子どもの読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前条の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(財政上の措置)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所に置いて、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。